

## (回 議 書)

文書番号	7川多生字第197号		類 目	F125	索引番号	
保存期間	5年	関連文書番号				
起案日	令和 7年 8月 8日	開示・不開示	部分開示	情報公開条例の根拠	第8条第1号	
決裁日	令和 7年 8月 20日	情報公開の状況		施行上の注意	公 印	決裁区分
施行日	令和 7年 9月 18日					部長専決
完結日						
件 名	令和 7年度多摩市民館 平和・人権・男女平等学習の開設に伴う講師謝礼の支出について (伺い) 予算執行伺書【0068800-000】【0068804-000】					
情報公開用件名	令和 7年度多摩市民館 平和・人権・男女平等学習の開設に伴う講師謝礼の支出について (伺い) 予算執行伺書【0068800-000】【0068804-000】					
標記の件について、別添案1, 2により実施するとともに、決裁後、案3により講師依頼をしてもよいでしょうか。また、これに伴う経費を支出してもよいでしょうか。併せて伺います。						
主管		副市長	副市長	副市長	市 長	
多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課						
電 話 66907						
文書主任	担任					
星 野 弘 明	坂 東 啓 吾	課長補佐 篠 原 和 則 承認	課長 坂 尾 康 章 承認			
多摩区役所まちづくり推進部総務課	主任 石曾根 敦 子 承認	担当係長 望 月 啓 矢 承認	課長補佐 矢 野 真一郎 承認	課長 大 塚 裕 司 承認		
教育委員会事務局 生涯学習部生涯学習推進課	主任 中 嘉 梨 絵 承認	担当係長 仲 田 浩 承認	課長補佐 鈴 木 兼 玲 承認	担当課長 米 井 克 子 承認		
多摩区役所まちづくり推進部	部長 前 田 明 信 承認					

(案1)

- 1 事業名 令和7年度多摩市民館平和・人権・男女平等推進学習  
「戦後80年、いま私たちはどこにいるのか？」
- 2 趣旨 戦後80年、私たちの社会はどのような変化があったか、外交や農業の政策、医療・介護の制度、そしてメディアをめぐる状況の変化など、私たちの身の回りで起きていることを多角的に学び、みんなが幸せになるにはどの様なことが必要か？私たちの今後について考えるきっかけとする。
- 3 主催 川崎市教育委員会
- 4 実施機関 多摩市民館（多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課）
- 5 実施期間 令和7年11月2日（日）～令和8年2月22日（日） 全9回
- 6 内容 別紙「学習計画書（案2）」のとおり
- 7 対象 関心のある方 30人 公開講座70人
- 8 受講料 無料
- 9 申込み方法 10月15日（水）午後3時より来館、電話、FAXまたはホームページにて受付〔先着順〕
- 10 講師派遣・依頼文 別紙「講師依頼文（案3）」のとおり
- 11 経費  
総額 148,500円  
07 報償費 148,500円  
<内訳>  
消費税課税対象者  
・第1回 平賀 典子 新潟大学非常勤講師  
(7,500円×2時間+消費税1,500円) =16,500円（単価表I適用）  
・第2回 大野 和興 農業ジャーナリスト  
(7,500円×2時間+消費税1,500円) =16,500円（単価表I適用）  
・第3回 猿田 佐世 弁護士（米国登録）  
(15,000円×2時間+消費税3,000円) =33,000円（単価表I適用）※人権尊重教育推進事業費  
・第4回 平久 智子（吉良 智子）京都芸術大学非常勤講師  
(7,500円×2時間+消費税1,500円) =16,500円（単価表I適用）  
・第5回 山田 健太 専修大学教授  
(15,000円×2時間+消費税3,000円) =33,000円（単価表I適用）  
・第7回 土田 勝 介護老人保健施設樹の丘：事務長  
(7,500円×2時間+消費税1,500円) =16,500円（単価表F適用）  
・第8回 谷岡 重則 立正大学非常勤講師  
(7,500円×2時間+消費税1,500円) =16,500円（単価表I適用）  
※所得税法第204条適用（第205条第1項に基づき源泉徴収税額は10%）、併せて復興特別措置法に基づき0.21%の復興特別所得税を徴収。
- 12 添付資料  
学習計画書（案2）  
講師依頼文（案3）  
教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業要綱  
教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業実施要綱  
社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表

令和7年度 多摩市民館 平和・人権・男女平等推進学習 学習計画表(案2)

○主 題 戦後80年、いま私たちはどこにいるのか？

○期 間 11月2日(日) ~ 2月22日(日)  
○時 間 講座・フィールドワーク 主に13時30分 ~ 15時30分

○対 象 30名【先着】公開講座 70名【先着】(連続講座30名除く) ○会 場 多摩市民館ほか

○学習目標 戦後80年、私たちの社会はどのような変化があったか、外交や農業の政策、医療・介護の制度、そしてメディアをめぐる状況の変化など、私たちの身の回りで起きていることを多角的に学び、みんなが幸せになるにはどのようなことが必要か？私たちの今後について考えるきっかけとする。

回	開催日	学習課題／演題	学習内容	学習のねらい	学習方法	講師・助言者など	謝礼	会場
1	11月2日(日) 13時30分～	その「いいニオイ」公害です～くらしにあふれる人工香料～	最初に本講座の趣旨と企画内容全体について、企画委員から参加者に説明を行う。 最新の公害とも言えるマイクロプラスチックの問題とともに、柔軟剤等の香りづけによる香害について実態を学ぶ。	戦後の高度経済成長に伴い様々な公害による人権問題が発生したが、その最新の課題とも言えるマイクロプラスチックに関連する人権侵害、化学物質由来の香害について知る機会とする。	講座	企画委員 平賀 典子 新潟大学非常勤講師、日本消費者連盟、香害をなくす連絡会	0円 7,500円×2時間×1.1=16,500円(標準単価表I)	第1会議室
2	11月23日(日) 13時30分～	農と食の戦後史 ～敗戦からポストコロナまで～	戦後から現在に至る、農業政策の変遷について、日本農業新聞(国内唯一の農業専門紙)の元記者の方から学ぶ。	身近なお米の高騰の問題から食料自給率の問題等、農業政策の変遷を学ぶことで、私たち一人一人の平和な暮らしを維持するため、農業政策はどのようにあるべきかを考える機会とする。	講座	大野 和興 農業ジャーナリスト、特定非営利活動法人日本消費者連盟顧問	7,500円×2時間×1.1=16,500円(標準単価表I)	第1会議室
3	12月6日(土) 13時30分～	外交で平和をつくる	近年、世界情勢が悪化し、戦争や紛争の報道が増えている。戦争を回避し、平和に生きるにはどうすれば良いか、様々な事例から学ぶ。	一度戦争が起きてしまうと、平和も人権も守ることはできないため、戦争を起こさない、起こさせない外交が大切であることを、あらためて考える機会とする。	講座 (公開講座)	猿田 佐世 米国ニューヨーク州弁護士登録、アメリカン大学国際関係学部・国際政治・国際紛争解決学修士号、NPO法人新外交イニシアチブ理事	15,000円×2時間×1.1=33,000円(標準単価表I)	大会議室
4	12月14日(日) 13時30分～	見る男性、見られる女性 ～ジェンダーとメディア～	戦後、女性はどのような客体として描写され、メディアなどで表現されてきたか、過去の変遷から学ぶ。	女性への偏見はいまだに根強く、その偏見はメディアによる影響が大きいため、様々なメディア媒体による女性の表現の変遷について、学ぶ機会とする。	講座	平久 智子(吉良 智子) 千葉大学大学院人文社会科学研究科特別研究員、東洋英和女学院大学、京都造形芸術大学、実践女子大学非常勤講師(美術史・ジェンダー史)	7,500円×2時間×1.1=16,500円(標準単価表I)	第1会議室
5	12月21日(日) 13時30分～	SNSとの付き合い方 ～フェイクニュースとメディア～	近年、SNSを含め、新たなメディアが台頭し、情報があふれる社会となっている。どのように情報を得るべきか、メディア論から学ぶ。	技術の発達により情報過多となっている世界で、誤情報に振り回されず、個人の名前や人権を侵害しないように、どうやって情報を取捨選択すればよいかを考える機会とする。	講座	山田 健太 専修大学教授(文学部)専門分野 メディア、ジャーナリズム	15,000円×2時間×1.1=33,000円(標準単価表I)	第1会議室
6	1月24日(土) 13時30分～	ふれあい館でハルモニのお話を聞く	戦後、ハルモニの皆さんはどうに歩んできたか、実体験のお話を伺う。	外国人労働者が増加して、新たな外国人への排外主義が台頭する今だからこそ、ハルモニの皆さんとの体験を聞くことで、歴史的な人種差別・人権問題について理解を深め、あらためてこの問題について考える機会とする。	フィールドワーク	崔江以子 ふれあい館 館長	0円	ふれあい館 (フィールドワーク)
7	1月31日(土) 10時00分～	医療・介護の現状を知る ～安心して地域で暮らし続けるには～	制度の危機が報じられる医療や介護の現場はいま、どうなっているか、現役の老人保健施設職員からお話を伺う。	医療や介護の制度は維持可能なのか、その最前線の現場で働く方から、現状について知ることで、今後の医療や介護のあり方、高齢者の人権問題について考える機会とする。	講座	疋田 勝 樹の丘(川崎医療生活協同組合の老人保健施設)事務長	7,500円×2時間×1.1=16,500円(標準単価表F)	視聴覚室
8	2月15日(日) 13時30分～	憲法カフェ「あたらしい憲法のはなし」を語ろう	戦後、配布された日本国憲法を説明する冊子『あたらしい憲法のはなし』を読みながら、グループワークで、戦後80年、世界情勢や国内情勢が変化したいま、あらためて憲法について考える。	現在の人権や平和を考える上で大切な憲法を題材に、参加者同士で意見交換する憲法カフェを体験することで、ともに考え、学び合う体験の機会をつくる。	グループワーク	谷岡 重則 立正大学非常勤講師、元世田谷区社会教育主事、憲法カフェ(横浜)主催	7,500円×2時間×1.1=16,500円(標準単価表I)	視聴覚室
9	2月22日(日) 13時30分～	まとめ・振り返り	これまでの講座で学んだことから、みんなが平和に、幸せになるにはどのようなことが必要か、私たちの今後について考える。	本講座で学んだ、憲法や人権、近年の新たな課題などについて意見交換することにより、平和・人権男女平等推進学習の理念である、ともに考えて、ともに生きる地域社会を形成する一助となることを目的として、グループワークを実施する。	グループワーク	企画委員	0円	視聴覚室

合計

148,500 円

(案3)

7川多生学第 号

年 月 日

様

川崎市多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長  
(多摩市民館長) 坂尾 康章

令和7年度多摩市民館平和・人権・男女平等推進学習  
「戦後80年、いま私たちはどこにいるのか?」の開催に伴う講師について(依頼)

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市民館活動について、御理解御協力をいただき心から感謝申し上げます。

先に御内諾いただきました平和・人権男女平等推進学習として「戦後80年、いま私たちはどこにいるのか?」を次のとおり開催致しますので、御指導いただきますようお願い致します。

1 日 時 年 月 日 ( ) 午前 時～ 時

2 会 場 多摩市民館

3 対 象 関心のある方

4 内 容 別紙プログラムを御参照願います。

5 主 催 川崎市教育委員会

6 実施機関 多摩市民館(多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

7 謝 礼 講師謝礼\_\_\_\_\_円(\_\_\_\_円×\_\_\_\_時間+消費税\_\_\_\_円)

※講師謝礼には、交通費を含ませていただいており、かつ源泉所得税及び復興特別所得税のため10.21%を源泉徴収させていただきます。

8 その他 事前に受講者に送付する資料がございましたら、御連絡いただきますようお願いいたします。

(連絡先)

多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課

(多摩市民館社会教育振興係) 坂東 啓吾

〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1

TEL: 044-935-3333 FAX: 044-935-3398

E-mail: 88tamasi@city.kawasaki.jp

## 教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）、社会教育法（昭和24年法律第207号）、川崎市教育文化会館条例（昭和42年川崎市条例第18号）第3条、川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）第3条の規定に基づき実施する社会教育振興事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 社会教育振興事業の実施にあたっては、民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自らの学びを創造する豊かで活力のある地域社会の実現をめざすこととし、次の基本方針を定める。

- (1) 市民一人ひとりの学習する権利と自由を保障し、市民の主体的な学習活動を振興する。
- (2) 人権尊重の精神に基づき、市民一人ひとりが互いに認め合い共に生きる社会の創造をめざす。
- (3) 市民の主体的な学習活動の振興を通して、市民参画と協働による市民自治の実現をめざす。

### (教育事業)

第3条 前条の基本方針に基づき、次の社会教育振興事業を行う。

#### (1) 社会参加・共生推進学習事業

社会参加の機会を得にくい方を対象に、必要な知識の習得や体験等の学習機会の提供を通して、社会参加促進に向けた支援を推進する。また、学習活動に市民ボランティアが共同学習者として参画することを通して、共に生きる地域社会の実現をめざす。

#### (2) 市民自治基礎学習事業

絶え間なく変化する社会のなかで生じる様々な問題を、共通の課題として主体的に学び合うことを通じて、市民自治の実現に向けた基盤づくりを推進する。

#### (3) 市民学習・市民活動活性化学習事業

地域課題や生活課題の解決に向け、市民が、市民館との協働により自ら学びの場を創出することを通して、市民の主体的な学習活動を振興するとともに市民活動の活性化をめざす。

#### (4) 市民・行政協働・ネットワーク学習事業

市民の主体的な学習活動や市民活動の活性化に向け、市民と学校、区役所や市民館などが連携・協力して行う学習活動の振興を図るとともに、広く学習にかかわる情報や人などのネットワークづくりを推進する。

#### (5) 現代的課題対応学習事業

社会の変化や折々の時代の要請に的確に対応し、喫緊な地域課題の解決に向けた柔軟な学習活動を推進する。

#### (6) 教育文化会館・市民館学習環境整備事業

教育文化会館・市民館・分館を市民の生涯学習、市民活動の拠点とするために、市

民等の参画に配慮しながら良好な学習環境を整備する。

2 前項の実施内容については別途定める。

(個人情報の取扱い)

第4条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、社会教育振興事業の実施にあたり知り得た個人情報については、漏えいその他の事故を防止するため、適切に維持管理しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正の要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業要綱（平成22年4月1日付け21川教生第857号）に基づき、教育文化会館・市民館・分館（指定管理者が管理を行う市民館及び分館を除く。）・区生涯学習支援担当（以下「市民館等」という。）における社会教育振興事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施内容)

第2条 社会教育振興事業の実施内容については、別表に掲げるとおりとする。

### (社会教育振興事業の実施)

第3条 社会教育振興事業の実施にあたっては、あらかじめ学習内容を綿密に検討の上、学習計画書（別記様式）等を作成するものとし、内容検討の際には、継続的な学習及び参加者相互の学び合いに配慮するものとする。

### (講師謝礼額)

第4条 社会教育振興事業の実施にあたり、講師謝礼の支出が必要な場合には、市民館等は、別途定める社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に基づき支払うものとする。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正要綱は、平成23年12月21日から施行する。

### 附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 社会参加・共生推進学習事業		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
識字学習活動	<p>川崎市多文化共生社会推進指針、川崎市地域日本語教育推進方針、外国人教育基本方針及び川崎市識字・日本語学習活動の指針に基づき、外国人市民等が日本での生活を円滑に営めるように、日常生活に必要な基礎的日本語を身につけるための学習を支援する。また、学習者と支援者（ボランティア）が共に学び合う関係づくりに配慮し、多文化共生社会の実現を目指す。</p>	<p>1 対象：外国人市民等 2 定員：各館の計画による。 3 回数：週1回程度（年間30～40回程度） 4 その他：ＩＣＴを活用して実施する場合は各館の計画による。</p>
<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育文化会館・市民館識字学習活動実施要綱」に基づき実施すること。</li> <li>・教育文化会館及び市民館は1事業以上実施すること。</li> <li>・学習者、ボランティア及び職員の協働による運営を図ること。</li> <li>・学習者の実態及びレベルに合わせて多様な学習方法を工夫すること。</li> <li>・課外活動等を通して仲間づくり及び地域との交流を図ること。</li> <li>・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>		
多文化共生サロン	<p>外国人市民等が、互いの多様な文化を認め合いながら、地域の中で交流し、外国人市民等の主体的なつながりづくりの促進を図り、多文化共生社会の実現を目指す広場事業を実施する。</p>	<p>1 対象：外国人市民等 2 定員：各館の計画による。 3 時間：各館の計画による。</p>
<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施は各館の計画によること。</li> <li>・川崎市多文化共生社会推進指針、川崎市地域日本語教育推進方針、外国人教育基本方針及び川崎市識字・日本語学習活動の指針に留意すること。</li> <li>・学習者、ボランティア及び職員の協働による運営を図ること。</li> <li>・課外活動等を通して仲間づくり及び地域との交流を図ること。</li> <li>・ＩＣＴを活用した取組に留意すること。</li> </ul>		

識字 ボランティア 研修	<p>川崎市地域日本語教育推進方針及び川崎市識字・日本語学習活動の指針に基づき、識字学習活動に関するボランティア等の資質向上に関する学習機会を提供することにより、多文化共生社会の実現を目指す。</p>	1 対象: 識字学習活動のボランティア及び関心のある市民 2 定員: 20人程度 3 時間: 入門者向けの研修は20時間程度、経験者向けの研修は各館の計画による。 4 その他: I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
	<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施は各館の計画によること。</li> <li>学習者とボランティアが共に学び合う関係づくりに配慮すること。</li> <li>修了者のアフターケアや地域での日本語学習活動の広がりに配慮しながら学習計画を立案すること。</li> <li>実習及び派遣を取り入れることも考慮すること。</li> <li>入門研修又は経験者を対象とした研修のいずれも可とする。</li> <li>学習計画の立案は、ボランティアの意見を参考にすること。</li> <li>I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>	
社会人学級	<p>様々な事情により十分に学習できなかつた人及び学び直したい人を対象に、中学課程の学習領域で、国語、数学等の日常生活を送るために不可欠な基礎的知識と教養を学ぶ機会を提供し、学習者が共に学び合い、より主体的に生きることを目指す。</p>	1 対象: 15歳以上 2 定員: 20人程度 3 回数: 週1回程度 (年間30回程度) 4 その他: I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
	<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全市で1事業実施すること。</li> <li>学習計画の立案や運営に際しては、参加者間の学び合い等に配慮すること。</li> <li>課外活動等を取り入れながら仲間づくりに配慮すること。</li> <li>1科目のみの参加も可とする。</li> <li>学習者の主体性を活かした運営方法に配慮すること。</li> <li>I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> <li>業務委託による実施も可とする。</li> </ul>	

障害者 社会参加学習活動	<p>地域での体験活動、交流等の学習機会を提供することを通して、障害のある人の社会参加促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき共に生きる地域社会の実現を目指す。</p>	1 対象: 主に知的障害のある市民 2 定員: 各館の計画による。 3 回数: 月1回程度(年間10回程度) 4 その他: I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
障害者 ボランティア 研修	<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育文化会館及び市民館は1事業以上実施すること。</li> <li>・市民のボランティア活動に留意すること。</li> <li>・障害者団体、福祉施設等との連携に配慮すること。</li> <li>・学習者、ボランティア及び職員の協働による運営を図ること。</li> <li>・各館の都合及び事業内容によって、対象を変えることができる。</li> </ul>	1 対象: 「障害者社会参加学習活動」のボランティア等に、障害者の理解、ボランティア活動のあり方等に関する学習機会を提供することにより、障害者の学習権保障の充実とボランティアの人権意識の向上を目指す。 2 定員: 20人程度 3 その他: I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
	<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市で1事業以上実施すること。</li> <li>・複数の研修の実施も可とする。</li> <li>・入門研修又は経験者を対象とした研修のいずれも可とする。</li> <li>・学習計画の立案は、ボランティアの意見を参考にすること。</li> <li>・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>	

## 2 市民自治基礎学習事業

### [普遍的課題学習活動]

事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
平和・人権・男女平等推進 学習	<p>憲法及び教育基本法の理念に基づき、世界の平和並びに人権の尊重、性による差別及び人権に関する問題解決に向けた学習機会を提供し、共に生きる地域社会の創造及び男女共同参画社会の形成を目指す。</p>	<p>1 対象：関心のある市民 2 定員：20人程度 3 時間：20時間程度（短期実施の場合には10時間程度） 4 その他：I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。</p>
<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育文化会館及び市民館は2事業以上実施すること。</li> <li>・学習の企画運営を市民参画により実施するよう努めること。</li> <li>・平和、人権及び男女平等に関する学習機会をバランスよく提供できるように留意すること。</li> <li>・憲法及び同和問題の学習を考慮すること。</li> <li>・子どもの権利に関する学習を考慮すること。</li> <li>・平和人権教材（フィルム、ビデオ、図書等）の活用に配慮すること。</li> <li>・関連計画である川崎市人権施策推進基本計画に留意すること。</li> <li>・人権・男女共同参画室等関係機関との連絡及び調整に努めること。</li> <li>・男女の平等な参加に配慮すること。</li> <li>・保育活動に配慮すること。</li> <li>・学級形式に限らない多様な学習形態を工夫することにより、広く市民が参加できるよう配慮すること。</li> <li>・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>		
<p>[世代別学習活動]</p>		
青少年教室事業	<p>小学生、中学生、高校生等を対象として、青少年期の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供するとともに、地域の中での仲間づくり及びつながりづくりを促進する。</p>	<p>1 対象：小学生、中学生、高校生等 2 定員：各館の計画による。 3 時間：各館の計画による。</p>
<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育文化会館及び市民館は「成人教室事業」と合わせて1事業以上実施すること。</li> <li>・各区の地域性を事業に生かすこと。</li> <li>・多くの青少年が参加できるよう、学級形式に限らず集会、講演会、調査、実習等、多様な学習形態を工夫すること。</li> <li>・対象については、就学者のみに限定せず、広く青少年が参加できるよう配慮すること。</li> <li>・修了後の自主的な活動に向けた仲間づくりに配慮すること。</li> <li>・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>		

成人教室事業	成人層を対象として、成人期の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供するとともに、地域の中での仲間づくり及びつながりづくりを促進する。	1 対象：概ね 18 歳以上の市民 2 定員：各館の計画による。 3 時間：各館の計画による。
	<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育文化会館及び市民館は「青少年教室事業」と合わせて 1 事業以上実施すること。</li> <li>・各区の地域性を事業に生かすこと。</li> <li>・成人初期の課題、就労者等の地域参加等の課題に留意すること。</li> <li>・多くの市民が参加できるよう、学級形式に限らず集会、講演会、調査、実習等、多様な学習形態を工夫すること。</li> <li>・修了後の自主的な活動に向けた仲間づくりに配慮すること。</li> <li>・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>	
シニアの社会参加支援事業	シニア世代等を対象として、地域の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供し、シニア世代等の市民が、これまで社会で培った豊富な経験、知識及び多様な能力を活かし、これまで関わりの少なかった地域社会での様々な活動に参加できるよう支援する。	1 対象：概ね 50 歳以上の市民 2 定員：20 人程度 3 時間：10 時間程度 4 その他：ＩＣＴを活用して実施する場合は各館の計画による。
	<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 事業以上実施すること。</li> <li>・各区の地域性を事業に生かすこと。</li> <li>・多くの市民が参加できるよう、学級形式に限らず集会、講演会、調査、実習等、多様な学習形態を工夫すること。</li> <li>・対象については、定年退職者のみに限定せず、広くシニア世代の人々が参加できるよう配慮すること。</li> <li>・修了後の自主的な活動に向けた仲間づくりに配慮すること。</li> <li>・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>	
高齢者セミナー	高齢期の課題解決に向けた学習機会を提供する。また、学習を通じた、生きがいづくり及び健康づくりを促進するとともに、幸福な高齢期をおくるための支援をする。	1 対象：概ね 65 歳以上の市民 2 定員：20 人程度 3 時間：10 時間程度 4 その他：ＩＣＴを活用して実施する場合は各館の計画による。
	<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育文化会館及び市民館は 1 事業以上実施すること。</li> <li>・各区の地域性を事業に生かすこと。</li> <li>・修了後の仲間づくりに配慮すること。</li> <li>・関係機関との連携に配慮すること。</li> <li>・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>	

[子育て・共育学習活動]		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
家庭・地域 教育学級	<p>子どもを豊かに育む地域社会の創造を目指し、子育てに関する家庭及び地域課題の学習機会を提供し、親として市民としての学びを支援する。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育文化会館及び市民館は1事業以上実施すること（短期実施の場合、2事業以上）。分館は短期実施を1事業以上すること。</li> <li>・学齢期の子を持つ親を対象とした事業にも留意すること。</li> <li>・父親が参加しやすい学級づくりに配慮すること。</li> <li>・子育ての性別役割分業の払拭に関する学習課題を考慮すること。</li> <li>・子どもの人権に関する学習課題を考慮すること。</li> <li>・子どもの成長段階に応じた学習に配慮すること。</li> <li>・市民館以外の地域の施設を会場にした開催に配慮すること。</li> <li>・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>	<p>1 対象：子どもを持つ親及び関心のある市民</p> <p>2 定員：20人程度</p> <p>3 時間：20時間程度（短期実施の場合には10時間程度）</p> <p>4 その他：ＩＣＴを活用して実施する場合は各館の計画による。</p>
市民館等 保育活動	<p>親等の学習活動への参加を促進し、乳幼児の社会的成長を支援するために、主催事業に適宜併設する形で保育活動を実施する。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育文化会館及び市民館の学習参加者に係る保育要綱」及び「教育文化会館及び市民館において保育を実施するにあたっての留意事項」に基づき実施すること。</li> <li>・子どもの安全確保を図ること。</li> <li>・保育に係わる職員の配置に配慮すること。</li> <li>・保育活動を安全かつ適切に行うため、保育室の環境整備に配慮すること。</li> </ul>	<p>1 対象：各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。</p> <p>2 定員：各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。</p> <p>3 回数・時間：併設事業に準じる。</p>
保育 ボランティア 研修	<p>子育てを支援する保育ボランティアの資質の向上に向けた学習機会を提供することにより、地域で支え合う子育ての環境醸成を図る。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育文化会館及び市民館の学習参加者に係る保育要綱」及び「教育文化会館及び市民館において保育を実施するにあたっての留意事項」に基づき実施すること。</li> <li>・実施は各館の計画によること。</li> <li>・保育活動未経験者等を対象とした入門コースも可とする。</li> </ul>	<p>1 対象：市民館保育ボランティア及び関心のある市民</p> <p>2 定員：20人程度</p> <p>3 時間：10時間程度</p> <p>4 その他：ＩＣＴを活用して実施する場合は各館の計画による。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習計画の立案は、ボランティアの意見を参考にすること。</li> <li>・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>	
<b>[家庭教育推進事業]</b>		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
<p>各区家庭教育 推進連絡会</p> <p>市家庭教育推進連絡会における協議に基づき、各区において、地域や家庭の教育力向上に向けた協議及び事業実施を行う。</p> <p>1 構成:区PTA協議会、校長会、行政区地域教育会議、教育文化会館、市民館及び生涯学習支援担当 2 事務局:教育文化会館、市民館及び生涯学習支援担当</p>		
<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市家庭教育推進連絡会要綱」に基づき実施すること。</li> </ul>		
PTA 家庭教育学級 講師派遣	<p>子どもの理解、親の役割、家庭環境及び家庭教育に関する地域における諸課題等についてPTAが実施する家庭教育学級に対し、講師派遣等の支援を行うことにより、子どもの健全な成長に向けた、学校、家庭及び地域の連携による学習活動の振興を図る。</p> <p>1 対象:市PTA連絡協議会、区PTA協議会及び単位PTA等 2 定員:各PTA等の計画による 3 回数:各PTA等の計画による</p>	
<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「PTA家庭教育学級講師派遣実施要領」に基づき実施すること。</li> </ul>		
子育て支援 啓発事業	<p>地域における身近な子育て関連情報を保護者等に幅広く提供するために、子育て情報冊子等の作成及び配布、保護者同士の交流を図るための集会等の開催を行う。</p> <p>各館の計画による。</p>	
<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施は各館の計画によること。</li> <li>・子育て支援を推進している関係機関との連携に配慮すること。</li> <li>・ＩＣＴを活用したオンライン事業、デジタル資料の配信等の取組に留意すると。</li> </ul>		
家庭教育 支援講座	<p>より多くの保護者が家庭教育について学ぶができるよう、多様な主体と連携して家庭教育に関する気軽に参加しやすい学習機会を提供し、子どもを持つ親の親として市民としての学びを支援する。</p> <p>各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。</p>	
<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施は各館及び各区生涯学習支援担当の計画によること。</li> <li>・これまで教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業への参加経験のない市民が気軽に参加できるよう、内容及び実施方法に配慮すること。</li> <li>・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>		

### 3 市民学習・市民活動活性化学習事業

#### [市民自主学級]

事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
	<p>市民と各館の協働により、地域や社会の課題解決に市民自らが取り組むために必要な学びの場を創り、市民の主体的な学習活動及び市民活動を活性化する。</p>	各館の計画による。
<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱」に基づき実施すること。</li> <li>・各館の事情に応じ、企画応募の案内、手引き等を作成し、実施すること。</li> <li>・学級開設の各段階において、学級を開設する市民グループと関係団体等とのネットワークづくりに配慮すること。</li> <li>・契約手続きは適切に行うこと。</li> </ul>		

#### [市民自主企画事業]

事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
	<p>地域や社会の課題解決や地域の特性に応じた生涯学習及び文化芸術の振興や、市民活動のネットワーク化の活性化等を目的として、集会、講演会等多様な形態の学習事業を市民と各館が協働で実施する。</p>	各館の計画による。
<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱」に基づき実施すること。</li> <li>・各館の事情に応じ、企画応募の案内、手引き等を作成し、実施すること。</li> <li>・事業実施の各段階において、事業を実施する市民グループと関係団体等とのネットワークづくりに配慮すること。</li> <li>・契約手続きは適切に行うこと。</li> </ul>		

[市民エンパワーメント事業]		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
市民 エンパワーメント 研修	<p>市民活動及びボランティア活動に関する学習機会を提供することにより、市民自らが考えながら生活、地域課題等に取り組むことができるよう、市民主体の地域づくりを支援する。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各館で1事業以上実施すること。</li> <li>学習成果が広く市民の生涯学習及び市民活動に結びつくよう配慮すること。</li> <li>市民の生涯学習を企画及びコーディネートする人材の育成に配慮すること。</li> <li>分館のみ保育ボランティア研修の内容での実施を可とする。</li> <li>ICTを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>	<p>1 対象：市民活動、ボランティア活動等に関心のある市民</p> <p>2 定員：20人程度</p> <p>3 時間：10時間程度</p> <p>4 その他：ICTを活用して実施する場合は各館の計画による。</p>
市民講師事業	<p>地域の生涯学習における、「教え、学び合う」場づくりを目指し、様々な分野において豊富な経験、資格、技術等を持っている市民が、「市民講師」として活躍できるよう育成及び支援を行う。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育文化会館及び市民館は1事業以上実施すること。分館は各館の計画によること。</li> <li>講師として必要な知識、技能等を学ぶための育成講座、研修事業等を実施すること。</li> <li>座学だけでなく実習の実施等、実践に向けた学習に留意すること。</li> <li>地域人材育成等を行っている川崎市生涯学習財団等の関係団体との連携に留意すること。</li> <li>市民講師を活用した講座等の実施等、活動のきっかけづくりに留意すること。</li> <li>ICTを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>	各館の計画による。
「地域の寺子屋事業」に関する研修等事業	<p>「地域の寺子屋事業」に参画し、開設、運営等をコーディネートする市民の育成及び支援を目的とする研修等を実施する。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域の寺子屋事業」の事業所管と協働で取り組むこと。</li> <li>地域の寺子屋事業に関する研修等実施要領に基づき実施すること。</li> <li>「寺子屋先生スキルアップ研修」及び「寺子屋情報交換会」を、全市で連携し、南部、中部及び北部での実施等、全市で各3事業以上の実施を基本とすること。</li> <li>既設の地域の寺子屋との連携に留意すること。</li> <li>地域教育会議、PTA、その他関係する市民団体等、地域団体等との連携に留意すること。</li> </ul>	<p>1 対象：「地域の寺子屋事業」に関心のある市民</p> <p>2 定員：20人程度</p> <p>3 その他：ICTを活用して実施する場合は各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。</p>

	<p>市民の学び直しの学習機会を提供することにより、市民自身が生涯にわたり学び続けていく自己啓発活動等の促進を図る。</p>	<p>各館の計画による。</p>
<p>リカレント教育推進事業</p>	<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施は各館の計画によること。</li> <li>・専門性の高い文化教養学習及び技能技術の向上につながる学習のきっかけとなるよう留意すること。</li> <li>・かわさき市民アカデミー、川崎市生涯学習財団等の関係機関との連携に配慮すること。</li> <li>・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>	
	<p>子どもの健やかな成長を支えるP T A活動のあり方等についての学習機会を提供することにより、各学区及び行政区の特色を生かしたP T A活動の活性化を図る。</p>	<p>1 対象:P T A役員、委員及び会員 2 定員:各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。 3 時間:各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。</p>
<p>P T A活動 研修</p>	<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育文化会館、市民館及び各区生涯学習支援担当で実施すること。</li> <li>・P T A活動に結びつく研修とすること。</li> <li>・地域の教育力を高めることに配慮すること。</li> <li>・区P協との連携を図ること。</li> <li>・子どもの人権に関する学習を考慮すること。</li> <li>・外国人教育基本方針に関する学習を考慮すること。</li> <li>・父親の育児参加に関する学習を考慮すること。</li> <li>・P T A活動への外国人会員の参加を促すよう配慮すること。</li> </ul>	
	<p>いきいきとした各区の社会教育の展開に向けた、意見交換、成果発表等の交流を通して、市民が主体的に学ぶ地域の生涯学習環境の醸成を図る。</p>	<p>各館の計画による。</p>
<p>生涯学習 交流集会</p>	<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育文化会館及び市民館は1事業以上実施すること。分館は各館の計画によること。</li> <li>・市民館事業参加者及び自主的に行っている活動がこの集会で報告できるよう配慮すること。</li> <li>・専門部会委員の参画に配慮すること。</li> <li>・イベントを実施するにあたっては市民の参画に配慮すること。</li> <li>・I C Tを活用した取組に留意すること。</li> </ul>	

[表現・舞台活動支援事業]		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
表現・舞台活動支援事業	<p>大ホール、大会議室等を活用した、様々な手法による市民の主体的で自由な表現・舞台活動を育成及び支援し、市民による地域に根ざした文化芸術の創造を図る。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『教育文化会館・市民館「表現・舞台活動支援事業」実施要綱』及び各館実施要領に基づき実施すること。</li> <li>・実施は各館の計画によること。</li> <li>・公募による企画委員会又は実行委員会の設置に努めること。</li> <li>・活動の成果を市民に公開(発表)すること。</li> <li>・事業で創作された作品に関する著作権の帰属とその使用について、関係者と十分に協議を行うこと。</li> <li>・ＩＣＴを活用した取組に留意すること。</li> </ul>	各館の計画による。
[学習情報提供・学習相談事業]		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
学習情報提供・学習相談事業	<p>市民の主体的な学習活動及び市民活動の支援策の一環として、様々な学習情報及び市民活動情報を収集し、整理し、適切な形で公開し、提供する。また、求めに応じ、市民、市民グループ等の生涯学習に関する相談に対し、情報提供、助言を行う。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全館で実施すること。</li> <li>・公的情報に限定することなく、市民の自主活動情報等、幅広い情報を対象とすること。</li> <li>・情報収集に当たっては、分野別、テーマ別等の分類及び整理に努めること。</li> <li>・個人情報の適切な維持管理に注意すること。</li> <li>・相談しやすい雰囲気づくり及びスペースづくりに配慮すること。</li> <li>・関係機関との情報共有を図ること。</li> <li>・長期的な視野で学習相談体制構築を目指すこと。</li> <li>・ＩＣＴを活用した取組に留意すること。</li> </ul>	各館の計画による。
学習相談ボランティア研修	<p>市民館学習相談ボランティアの資質の向上に向けた学習機会を提供することにより、市民の主体的な学習活動及び市民活動の支援推進を図る。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施は各館の計画によること。</li> <li>・入門研修又は経験者を対象とした研修のいずれも可とする。</li> <li>・学習計画の立案は、ボランティアの意見を参考にすること。</li> <li>・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>	各館の計画による。

#### 4 市民・行政協働・ネットワーク学習事業

事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
行政区・中学校区 地域教育会議 推進事業	<p>子どもがいきいきと育ち、大人も楽しく学べるまち、ひいてはあらゆる人々が共に生きる地域社会を目指す行政区及び中学校区地域教育会議の活動を支援及び促進するとともに、連携及び協働を進めながら地域の教育力の向上を目指す。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域教育会議事業実施要綱」に留意すること</li> <li>地域学校協働活動を中心的に推進する立場としての中学校区地域教育会議の位置付け並びにその活動を支援及び補完する行政区地域教育会議の役割に留意すること。</li> <li>子ども会議の活動促進に留意すること。</li> </ul>	各地域教育会議の計画による。
課題別連携事業	<p>地域での子育て、福祉、環境、まちづくり等の課題解決に協働して取り組むため、関係機関及び団体との連携による会議並びに必要な事業を実施する。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「課題別連携事業実施要綱」に留意すること。</li> <li>実施は各館の計画によること。</li> <li>必要に応じて市民参画に配慮すること。</li> </ul>	各館の計画による。
学社融合 推進事業	<p>地域社会と学校との連携及び融合の在り方について今後のるべき姿を探るため、その課題について実践的な調査、研究等を行う。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施は各館及び各区生涯学習支援担当の計画によること。</li> <li>区教育担当との連携に配慮すること。</li> </ul>	各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。
地域学習・文化団体 連携支援事業	<p>市民の主体的な学習活動の活性化、地域の文化や教育力の向上を目指すため、地域の学習活動を推進している学習及び文化団体（サークル連絡会・文化協会・PTA等）への支援並びに相互の連携に向けた支援を行う。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団体の求めに応じての助言、団体相互の連絡及び調整、団体のリーダー育成及び活用等の支援を適宜行うこと。</li> <li>実施は各館及び各区生涯学習支援担当の計画によること。</li> <li>共催事業として実施する場合については、「川崎市教育委員会事務局関係事業に係る共催及び後援に関する事務取扱要綱」に基づくこと。</li> </ul>	各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。

5 現代的課題対応学習事業		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
地域コミュニティ交流・学習事業	<p>地域コミュニティの課題解決あるいは地域コミュニティの活動及び交流に係わる学習機会を提供し、市民自らが地域の課題解決や活動及び交流に参加していけるよう支援する。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施は各館の計画によること。</li> <li>・各区の地域性を生かすこと。</li> <li>・多くの市民が参加できるよう、学級形式に限らず集会、講演会、調査、実習等、多様な学習形態を工夫すること。</li> <li>・修了後の自主的な活動に向けた仲間づくりに配慮すること。</li> <li>・ＩＣＴを活用したオンラインでの交流、学習、情報発信等の取組に留意すること。</li> </ul>	各館の計画による。
現代的課題学習事業	<p>現代的、今日的な課題に係わる学習機会を提供し、今を生きる市民の学習を支援する。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育文化会館及び市民館は1事業以上実施すること。</li> <li>・具体的な課題に結びついた学習及び方法に努めること。</li> <li>・他の社会教育振興事業には参加しづらい市民等が参加できるよう、学級形式に限らず集会、講演会、調査、実習等、多様な学習形態を工夫すること。</li> <li>・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>	各館の計画による。
区生涯学習支援事業	<p>各区生涯学習支援部門が主体となり、地域の抱える課題解決及び地域の特性を生かした事業等を提供し、地域づくりを進める。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施は各区生涯学習支援担当の計画によること。</li> <li>・「今後の市民館・図書館のあり方」及び「市民館・図書館の管理・運営の考え方」を踏まえ、事業推進を図ること。</li> <li>・各区の地域性を生かすこと。</li> <li>・各区の関係部署等との連携に留意すること。</li> <li>・学級形式に限らず集会、講演会、調査、実習等、多様な学習形態を工夫すること。</li> <li>・地域の施設を会場にするなど身近な場所での学びの場づくりに留意すること。</li> <li>・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。</li> </ul>	各区生涯学習支援担当の計画による。
6 教育文化会館・市民館学習環境整備事業		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
専門部会	川崎市社会教育委員会議規則に基づいて行う。	※館における各種の事業の企画実施について調査審議を行う。

刊行・広報活動	<p>(1) 教育文化会館・市民館活動報告書、学習記録及び調査研究報告書の作成を行い、学習活動及び地域情報の蓄積と公開を図る。</p> <p>(2) 生涯学習に関する情報を提供するため、館だより、ホームページ等の作成を行う。</p>	各館の計画による。(活動報告書は各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。)
	<p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等を活用した情報発信などの取組に留意すること。</li> </ul>	
情報機器等 整備	<p>総合教育センター視聴覚センターの市民への直接的な窓口として、教育文化会館及び市民館で情報機器等の貸出しを行う。</p>	<p>1 期間：通年 2 対象：視聴覚登録団体</p>

## 別記様式

年度 ○○市民館 □□□□学級 学習計画書

## 社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表

肩書		謝礼額（上限額）	区分	
ボランティア	識字学習活動	400／回	A	
	その他	1,000／回		
事例発表等		1,500／時間	B	
講師補助等		2,500／時間	C	
講師	市民	3,000／時間	D	
	サークル会員、代表者等	5,000／時間	E	
	NPO 法人等 企業等	事務局員、会員、一般社員	5,000／時間	F
		NPO 法人等の理事等役員・事務局長 企業中間管理者	7,500／時間	
		NPO 法人等の理事長・代表理事等 企業最高管理者・役員等	10,000／時間	
	市外公務員・ 教職員等	公務員、教員、他都市専門職員（学芸員・ 社会教育主事・司書等）	4,000／時間	G
	民間技能者 有資格専門職	生活・技術（料理・工作指導）・レクリエーション指導者、インストラクター等 保育士・看護師・栄養士・介護士等専門職	6,000／時間	H
	研究者、専門家等	大学講師、民間研究者等	7,500／時間	I
		大学准教授、研究員等	10,000／時間	
		大学教授、医師、弁護士、評論家、作家等	15,000／時間	
	その他	著名研究者、専門家等知名度や他都市における実績、受講生の規模等に応じて決定する。	30,000／時間	J
上記基準にあてはまらない場合、団体等で派遣費用を決めている場合、など、基準内での依頼が困難な場合は、その都度、生涯学習推進課と協議の上、報償費を決定する。			K	
(注)		単価は 27 年 4 月改正		
<p>①講師とは、メインの指導者として講義を行うものを指す。</p> <p>②謝礼額には往復交通費相当分を含む。</p> <p>③川崎市の職員に、時間外或いは勤務を要しない日に、現在の業務内容に関わる講義を依頼する場合は、謝礼は支払わない。講義内容が現在の業務と係わりのないものである場合は、職員の所属と相談し、講師を依頼することについて了解が得られた場合は、実費弁償程度の支払は可とする。臨任・非常勤についてもこれに準じる。</p> <p>④川崎市の教員に、時間外或いは勤務を要しない日に講義を依頼する場合は、教員及び学校長に講師依頼（派遣依頼）等の手続きを行い、謝礼を支払うものとする。</p> <p>⑤市外の公務員・教職員・国立機関の職員への謝礼の支払いについては必ず事前に相手方に確認すること。</p> <p>⑥現職による肩書きが明らかでない者については、退職時の職種等により適用する。</p> <p>⑦遠隔地から講師を招聘する場合においては、その往復分の交通費実費相当額を加算することができる。</p> <p>⑧「市民」とは、特技や社会経験を持つ市民を講師として依頼する場合で、E～Kに当たる場合に適用する。</p> <p>⑨「サークル」とは、地域で共通の趣味・研究をする者の集まりなど同好会的な活動を指し、その趣味・研究活動を活かして講師を依頼する場合に適用する。</p> <p>⑩謝礼額には消費税を含まないので、必要に応じた適正な転嫁を行うこと。</p>				

卷頭インタビュー

# 香りの害から身を守るために (新潟大学非常勤講師、香害 をなくす議員の会世話人 平賀 典子さん)

① 2025.07.12

「香り」には花やアロマなど良いイメージがありますが、その香りが健康や環境に悪影響を及ぼしてしまう「香害」が問題となっています。日本消費者連盟の平賀典子さんに、香りの化学物質としての問題点について聞きました。



平賀 典子 | HIRAGA Noriko  
日本消費者連盟 洗剤部会、香害をなくす連絡会などで活動。2022年から新潟大学非常勤講師、香害をなくす議員の会世話人。

## 目次

- 1 | 香りで体調不良に
- 2 | 危険な香料成分
- 3 | 香りが長続きする秘密
- 4 | 重症化すると化学物質過敏症に
- 5 | 洗ってもとれない香り
- 6 | 化学物質を減らすために
- 7 | 石けんや無香料の選択を

### 香りで体調不良に



コーブ自然派は  
食を通じて、  
自然と共存する暮らしを  
目指している生協です。

詳しく知る

## カテゴリー

- 卷頭インタビュー (26)
- 食と農と環境 (168)
- くらしと社会 (277)
- 生産者訪問・商品学習会 (170)
- 連載 (114)

## キーワード

- LGBT・SOGIE (2)
- NPO法人とくしま有機農業サポートセンター (6)
- PFAS (9)      RSPO (4)      ZEH (2)
- ちょっと教えて (21)
- アニマルウェルフェア (18)
- アンバサダーツアー (21)      工場掃除 (2)
- エシカル (7)
- オーガニック給食・学校給食 (25)
- ケア (3)      コミュニケーション力 (5)
- コモン (5)      コーブ自然派兵庫 (220)
- ジェンダー (4)      フィトケミカル (1)
- マイクロプラスチック (9)
- メディアリテラシー (3)      リサイクル (7)
- 公害 (19)      協同組合 (7)      原発 (59)
- 商品開発うらばなし (24)      国産材 (17)
- 地域循環 (15)      地球温暖化 (16)
- 子ども食堂 (5)      子育て (29)      弁当 (2)

キーワードを入力



トップ

速報

ライブ

エキスパート

オリジナル

みんなの意見

ランキング

有料

マイページ

購入履歴



新着記事

オーサー

クリエイター

コメントーター

大野和興  エキスパートジャーナリスト（農業・食料問題）、  
日刊ベリタ編集委員・編集長

② エキスパート認定マークについて

beritapress

kazuoki.ohno

関連リンク (外部サイト)

公式サイト

1940年、愛媛県生まれ。四国山地のまっただ中で育ち、村歩きを仕事として日本とアジアの村を歩く。村の視座からの発信を心掛けてきた。著書に『農と食の政治経済学』（緑風出版）、『百姓の義ムラを守る・ムラを超える』（社会評論社）、『日本の農業を考える』（岩波書店）、『食大乱の時代』（七つ森書館）、『百姓が時代を創る』（七つ森書館）『農と食の戦後史一敗戦からポスト・コロナまで』（緑風出版）ほか多数。ドキュメンタリー映画監督作品『出稼ぎの時代から』。独立系ニュースサイト日刊ベリタ編集委員・編集長、国際有機農業映画祭運営委員・前代表。

記事

95

コメント

0

参考になった 0 点

コメントはありません。

## トピックス (主要)

- 核兵器廃絶という光へ 広島知事
- 天気 晴れる地域は猛暑おさまらず
- 広島原爆資料を新たに公開 米機関
- トランプ氏3期目「おそらくない」
- セブン国内コンビニ1000店増 計画
- 仙台育英アクシデント 猛暑影響か
- 朗希の起用は「先発投手」と監督
- 町亞聖 18歳から介護と弟妹の世話

## アクセスランキング

- 1 佐々木朗希が現状吐露、右肩痛の原因追求「なぜ痛いか分かった」…3カ月ぶり取材対応、明かした覚悟「戻ってから怪我をしない」



中日スポーツ 8/6(水) 9:17

- 2 高野連が広陵に対する処分を発表、部内の暴力問題がSNSで拡散され波紋【夏の甲子園】



高校野球ドットコム 8/6(水) 8:49

- 3 ムキムキ激変から2年…藤沢五月 現在の姿にネット驚き「もう」「ひょう変…」「今は」「かわいくなって」



スポーツ報知 8/6(水) 9:55

- 4 「ホテルで絶対に触らないで」… 雜菌だらけの「意外なモノ」に注意呼びかけ



中央日報日本語版 8/6(水) 7:43

- 5 妻「庭にキンモクセイが欲しい」→断念して別のものを買うと…… 「うおー!!」 ありえない光景が1000万表示「子どもが集まってきた」



ねとらぼ 8/6(水) 8:15

## コメントランキング

- 1 セブン&アイHD、国内コンビニ1000店増の中期計画…既存店5000店以上に新設備導入



読売新聞オンライン 8/6(水) 10:13

- 2 米国務省 広島への原爆投下から80年で声明「広島市民の和解の精神が日米同盟を強化」



TBS NEWS DIG Powered by JNN 8/6(水) 6:42

- 3 トランプ大統領 日本からアメリカへの5500億ドルの投資は「契約ボーナス」「我々の資金」「好きなように投資できる」日本側の説明と大きく食い違い



TBS NEWS DIG Powered by JNN 8/6(水) 3:12

- 4 「石破首相あいさつ今や」 紅かき





ND代表

## 猿田 佐世

SAYO SARUTA

ND代表、ND上級研究員・弁護士（日本・ニューヨーク州）・立教大学講師・沖縄国際大学特別研究員

講演依頼はこちら

### プロフィール

ND代表、ND上級研究員・弁護士（日本・ニューヨーク州）・立教大学講師・沖縄国際大学特別研究員。

早稲田大学法学部卒業後、タンザニア難民キャンプでのNGO活動などを経て、2002年日本にて弁護士登録、国際人権問題等の弁護士業務を行う。2008年コロンビア大学ロースクールにて法学修士号取得。2009年米国ニューヨーク州弁護士登録。2012年アメリカン大学国際関係学部にて国際政治・国際紛争解決学修士号取得。

ワシントン在住時から現在まで、各外交・政治問題について米議会等で自ら政策提言を行う他、日本の国会議員や地方公共団体等の訪米行動を実施。米議員・米政府面談設定の他、米シンクタンクでのシンポジウム、米国連邦議会における院内集会等を開催。

研究課題は日本外交。基地、原発、日米安保体制、TPP等、日米間の各外交テーマに加え、日米外交の「システム」や「意思決定過程」に特に焦点を当てる。

※プロフィール写真ダウンロードはこちら



### 著書・論文一覧

#### 【単著】

- 猿田佐世（2017）『[自発的対米従属 知られざる「ワシントン拡声器」](#)』（角川新書）
- 猿田佐世（2016）『[新しい日米外交を切り拓く 沖縄・安保・原発・TPP、多様な声をワシントンへ](#)』（集英社）

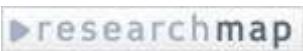
吉良 智子 KIRA Tomoko

 ORCID連携する \*注記

## 研究者番号

40450796

## その他のID



## 所属 (現在)

2025年度: 日本女子大学, 家政学部, 研究員

2025年度: 京都芸術大学, 芸術学部, 非常勤講師

## 所属 (過去の研究課題情報に基づく) \*注記

2022年度 - 2024年度: 日本女子大学, 家政学部, 研究員

2017年度 - 2018年度: 独立行政法人国立美術館国立西洋美術館, 学芸課, リサーチフェロー

2016年度: 京都造形芸術大学, 芸術学部, 非常勤講師

2014年度: 千葉大学, 人文社会科学研究科, 人文社会科学研究科特別研究員

2014年度: 千葉大学, 大学院人文社会科学研究科, 人文社会科学研究科特別研究員

2013年度: 千葉大学, 人文社会科学研究科(系), 人文社会科学研究科特別研究員

## 審査区分/研究分野

研究代表者

ジェンダー / 中区分8:社会学およびその関連分野

研究代表者以外

小区分80030:ジェンダー関連

## キーワード

研究代表者

美術 / ジェンダー / 日本 / 女性 / 人形 / 教育 / アート / ハラスメント / 芸術諸学 / 身体 ……もっと見る

研究課題 (4件)

# 教授・山田 健太



堅苦しいイメージがある新聞が制度上は最も自由なメディアで何の制約もなさそうなネットは圧力がかかりやすい特性があります。こうした社会のカラクリを現場に出かけ解明し、一緒に「言論の自由」を考えていきましょう。

**山田 健太 教授**

教員データ

ゼミ紹介

メッセージ

大学院

## 教員データ

氏名・職位	山田 健太 (YAMADA KENTA) 教授
文学部開講科目 (現在、人文・ジャーナリズム学科での担当科目)	言論法1 言論法2 ゼミナール1・2・3・4・5・6 卒業論文
大学院開講科目	近現代文学特講 近現代文学特講演習 憲法特論演習 憲法特論I 憲法特論II
略歴	青山学院大学法学部卒業 法学士 [青山学院大学]
専門分野	新領域法学 (言論法 (メディア・情報法) ジャーナリズム 人権法 (憲法))
研究キーワード	言論の自由

## 樹の丘について

[トップページ](#) > [樹の丘について](#)



### もくじ

## ご挨拶

利用者の方も、ご家族も、地域の方も、そして職員も、  
「心からの笑顔」に出会うために

Smile from the bottom of your heart at "kaigo-kinooka"

私は長年ソーシャルワーカーとして、近年はケアマネジャーとして、職場や他機関の仲間と、地域で生活する方々の医療・介護・福祉を巡る様々な課題に取り組んできました。

長年の支援活動の中で実感したことは、「溺れる方を救う」だけでは、本当の「解決」には至らず、「泳ぎ方を教える」ことこそが、大切だと感じました。

私の地域での支援は、次第に生活保護や障害年金などの「制度を紹介する支援」だけでなく、「家計簿のつけ方」や、「ごはんの炊き方」「役所との付き合い方」「人との関わり方」など、生活スキルをご本人やご家族に身につけていただくという支援に発展していきました。

現在、樹の丘で事務長の職務を担当することとなりましたが、職場の仲間と共に、より人生を楽しく、笑顔で乗り切っていただけるよう、利用者様、ご家族様、地域の方、職員が、「人生の泳ぎ方」を身につける場所になっていければと考えています。皆様の暖かいご支援、ご協力と、ご利用を心からお待ちしております。

研究ノート

## 地域における平和学習の歩みと課題 —住民の平和学習実践史から学ぶ—

谷 岡 重 則  
立正大学非常勤講師

### History and Challenges of Peace Learning in the Region —Learn from the History of Peace Learning Practices of Residents—

Shigenori TANIOKA  
Part-time Lecturer, Ritsumeikan University

#### 要旨

「平和のための学習」とは、平和に関する学習ということではなく、平和創造のための主体形成という意味が込められた概念である。戦後75年を経て、今日の平和学習に取り組む主体と学び手をめぐる環境条件は大きく変化している。戦争体験に直接的に依拠することが困難になり、住民の生活環境は、暮らしと経済のグローバル化、新自由主義化による貧困と格差、人権侵害など構造的な社会問題が深刻化した。平和学習のテーマや課題も、多様な領域における、「構造的暴力」、人権問題として捉えられるようになった。その反面では、平和学習の課題が細分化されることで拡散してしまう状況が生まれてきている。本稿の目的は、平和学習の今日的な争点となっている、1) 歴史認識と戦争体験 2) 核兵器の廃絶 3) 持続可能な社会づくりと原発問題 4) 戦後日本国憲法と平和主義という4つのテーマを取り上げ、住民の平和学習の実践史を通して、今日的な学習課題と公民館など社会教育実践の在り方を探求することである。

#### はじめに

「平和のための学習」とは、平和に関する学習ということではなく、平和創造のための主体形成<sup>(1)</sup>という意味が込められた概念である。戦後75年を経て、今日の平和学習に取り組む主体と学び手をめぐる環境条件は大きく変化している。

ひとつは、戦争体験に直接的に依拠することが困難になり、住民の生活環境は、暮らしと経済のグローバル化、新自由主義化による貧困と格差、人権侵害など構造的な社会問題が深刻化したことである。平和学習のテーマや課題も、多様な領域における、「構造的暴力」、人権問題として捉えられるようになった。

その反面では、平和学習の課題が、多様な領域の課題に細分化されることで拡散してしまう状況が生まれてきている。次に、自治体行政、教育委員会の姿勢の変化である。さいたま市の公民館が、「梅雨空に『9条守れ』の女性デモ」という市民の俳句を、「公民館だより」に掲載拒否したことをめぐって行われた「九条俳句」訴訟、名古屋で開催された「表現の不自由展」をめぐる国や自治体の反応に表れている「政治的な中立性」という概念の誤った拡張や乱用が強まっていることである。そして、住民、市民社会の中にも、価値選択をめぐる葛藤と対立、衝突が起きることが頻繁になり、政治的な意見表明や対立を避けたいという葛藤を乗り越えていく対話と合意形成を図る市民的な力量が問われるようになってきている。